

八王子市の中核市移行に伴う多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出先等について

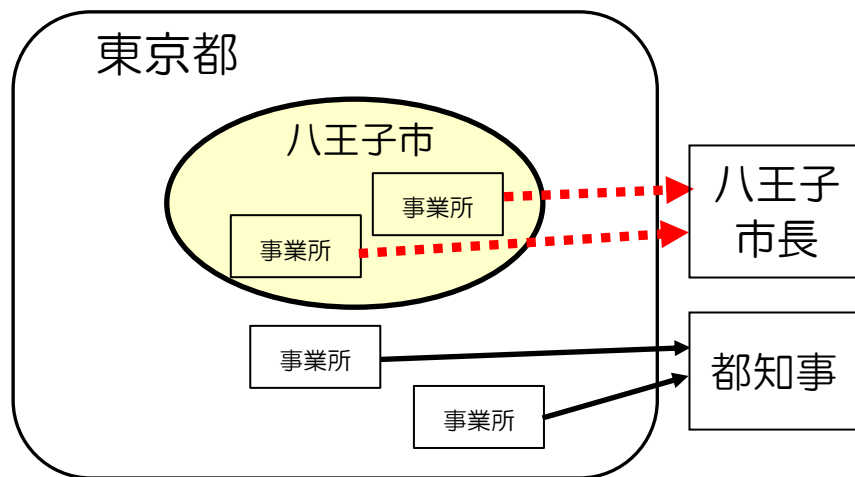
1 対象事業者

廃棄物の発生量が、産業廃棄物1,000トン以上、特別管理産業廃棄物50トン以上である事業所を設置している事業者。

2 対象範囲

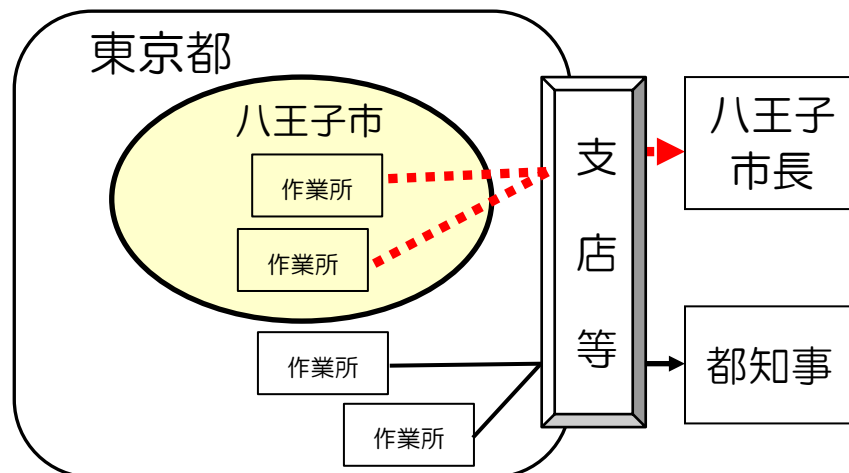
(1) 建設業以外

事業所の所在地により、提出先が変わります。



(2) 建設業

廃棄物の発生する作業所（現場）の所在地により、提出先が変わります。

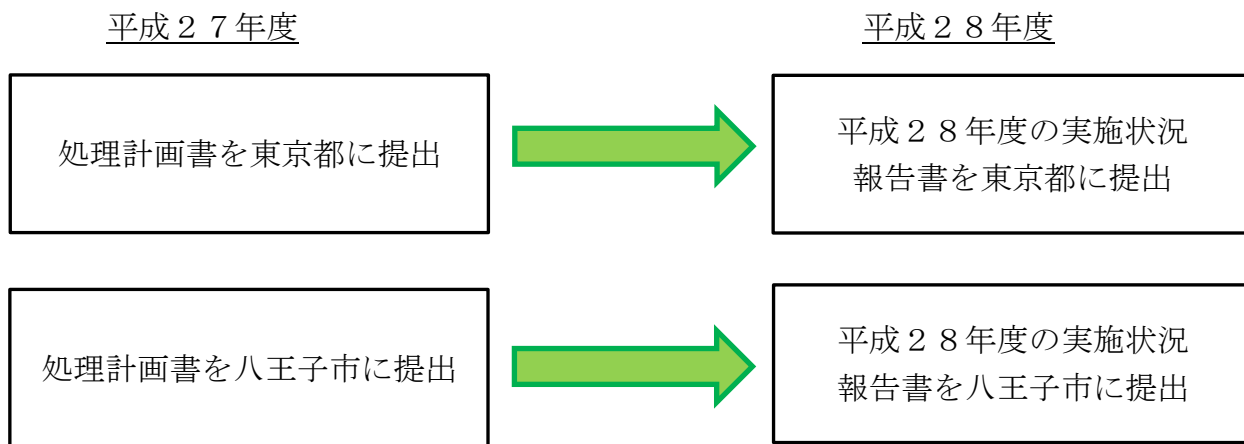


なお、処理計画等の作成単位（作成して提出しなければならない者）は、環境省マニュアルP6、P7を参照してください。

### 3 提出先

#### (1) 実施状況報告書

昨年度に平成27年度の産業廃棄物（特別産業廃棄物）処理計画書を東京都へ提出した方は、平成28年6月30日までに平成27年度の産業廃棄物（特別産業廃棄物）処理計画実施状況報告書を東京都に提出してください。



#### (2) 処理計画書

次に該当する方は、平成28年6月30日までに産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書をそれぞれの場所に提出してください。

